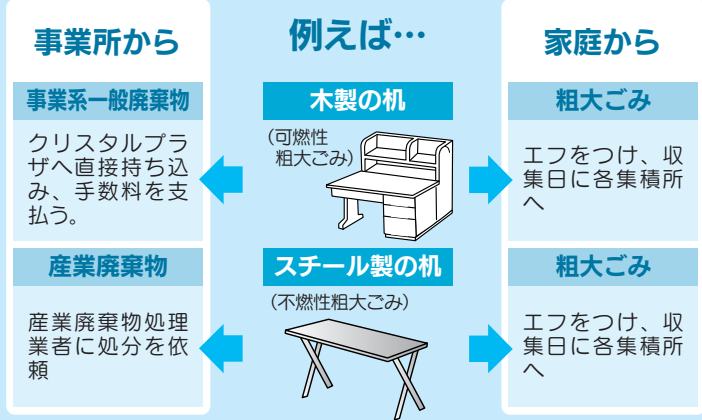


環境保全課からのおしらせ

事業所のみなさんへ

事業活動に伴って出るゴミの処理について



事業活動に伴って出るごみは、家庭から出るごみと同じ物であっても、「事業系一般廃棄物」と呼ばれ、事業者が自らの責任において適正に処理することが法律で定められています。また、行政回収では取扱っていない事業活動に伴うごみは、「産業廃棄物」と呼ばれ、

産業廃棄物処理業者に処分を依頼する必要があります。事業所から出るごみも、家庭から出るごみと同じように、ごみの種類によって処理の方法が異なります。ルールを守り、美しいまちづくりにご協力を願っています。

事業所から出る紙ごみや生ごみなどの出し方は次の3つです。

- ①事業所用可燃ごみ袋（赤袋）に入れて、自治会の了解を得た上で、各集積所へ
- ②中身が確認できる袋に入れ、クリスタルプラザに直接持ち込み、手数料を支払う
- ③許可された一般廃棄物処理業者へ依頼

事業所からの紙ごみや生ごみは家庭用の可燃ごみ袋に入れて出すことはできません！



お問い合わせ 市 経済環境部 環境保全課(伊吹庁舎) ☎58-2230 ☎58-1630
湖北広域行政事務センター 業務課 ☎62-7143

環境保全課からのおしらせ

毎月第4日曜日

クリスタルプラザ・クリーンプラントへ

家庭ごみの持ち込みができます

平成23年度 下半期日程

10月	10月23日 (第4日曜)
11月	11月27日 (第4日曜)
12月	12月29日・30日
1月	1月22日 (第4日曜)
2月	2月26日 (第4日曜)
3月	3月25日 (第4日曜)

【受付時間】

午前 8時30分～12時
午後 13時～16時30分

【料金】 10kgまでごとに40円

※可燃ごみ・不燃ごみを指定ごみ袋に入れて出す場合は無料。

【注意事項】

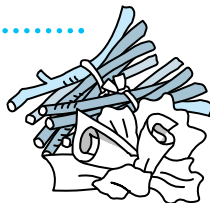
施設等の都合により第4日曜日以外の休日に変更して受入れを行う場合は、事前に広報誌等でお知らせいたします。

クリーンプラントへ持ち込みをされる場合は、左図のとおり指定道路を通り、制限速度を厳守し、安全走行をお願いします。

◆可燃ごみ・資源ごみは

クリスタルプラザへ

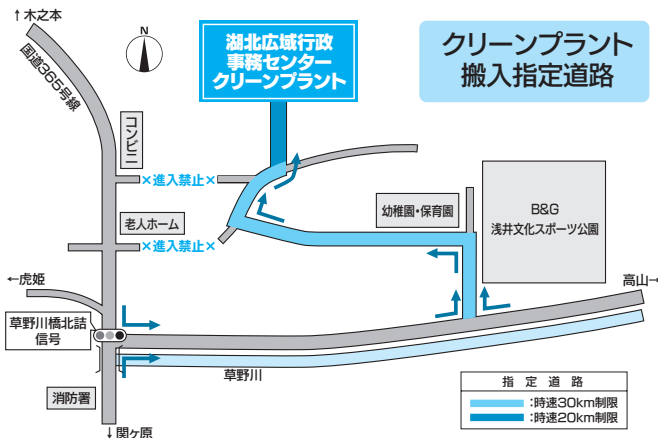
(古紙・空き缶・ペットボトルは持ち込めません)



◆不燃ごみ・粗大ごみは

クリーンプラントへ

(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは持ち込めません)



お問い合わせ 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ ☎62-7141
クリーンプラント ☎74-3377